



平成 24 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子
電 話 06-6223-8055

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株式制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株式制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 11 月 30 日（金）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	333,964 株
今回の分割により増加する株式数	33,062,436 株
株式分割後の発行済株式総数	33,396,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	72,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成 24 年 11 月 15 日（木）
基準日	平成 24 年 11 月 30 日（金）
効力発生日	平成 24 年 12 月 1 日（土）

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 24 年 12 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

第 3 回新株予約権	調整前行使価額	6,666 円
------------	---------	---------

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株の数

前述の株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 24 年 12 月 1 日（土）

（参考）平成 24 年 11 月 28 日（水）をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は、1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会の決議により、平成 24 年 12 月 1 日（土）をもって、当社定款を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分に変更部分を示しております。）

現行定款	変更後
第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>720,000 株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>72,000,000 株</u> とする。
（新設）	<u>第 7 条（単元株式数）</u> <u>当会社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 <u>7</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）	第 <u>8</u> 条～第 <u>44</u> 条（現行どおり）
（新設）	<u>（附則）</u> <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げの効力発生日は平成 24 年 12 月 1 日とする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 24 年 12 月 1 日（土）

以上